

倉敷市告示第583号

倉敷市民有地緑化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月8日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市民有地緑化事業補助金交付要綱

倉敷市生垣及び花壇設置補助金交付要綱（平成元年倉敷市告示第91号）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 この要綱は、民有地の緑化を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、暮らしに豊かさや安らぎをもたらす花と緑あふれるまちづくりを推進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）道路 一般の通行の用に供されていると認められる道路をいう。
- （2）地被植物 地面を覆って地肌を隠すための植物（多年生植物に限る。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件のいずれにも該当する事業とする。

- （1）道路境界線から6メートル以内の範囲の植栽であって、道路から眺望できるものであること。
- （2）次のア又はイを含む植栽を新たに行うものであること。
 - ア 高さ1.5メートル以上の樹木を3本以上植栽すること。
 - イ 長さ2メートル以上の生垣（長さ1メートルにつき2本以上の樹木を植栽し、樹木に支柱を施して縄等で結束した垣根をいう。）を設置すること。
- （3）地上において行う樹木若しくは地被植物の植栽又は花壇を設置することによる緑化で、次の基準を満たし、かつ可動式の植栽基盤（植物を生育するための一定の厚みを持つ土壌

等をいう。以下この号において同じ。)を使用したものでないこと。

ア 樹木を植栽する場合で、道路との間に構造物(塀、ネットフェンス、石垣その他これらに類するものをいう。以下同じ。)があるときは、道路の路面から構造物の上端までの高さが1.5メートル以下で、かつ植栽基盤の地表面からの樹木の高さが植栽基盤の地表面から構造物の上端までの高さの2倍以上あること。

イ 地被植物を植栽する場合又は花壇を設置する場合は、構造物がないこと、又は植栽基盤の地表面から構造物の上端までの高さが20センチメートル以下であり、かつ、道路の路面から構造物の上端までの高さが1.2メートル以下であること。

ウ 花壇を設置する場合は、石材、木材等により区画し、草花を植栽したものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本市の区域内において住宅又は事業所の用に供する土地(国若しくは地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下同じ。)を所有し、又は使用する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(法人の場合は、代表者又は役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者)

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、10万円を限度とし、別表に定めるとおりとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 別表に定める補助対象経費には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まないものとする。

3 一の補助対象者による同一土地に対する交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、所定の交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の適否を決定したときは、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じて条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(補助金の交付等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに所定の完了届に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了届の提出があったときは、補助事業完了の状況を確認し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金額の確定後、補助事業者からの請求により、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第10条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業完了後5年間は樹木等（樹木、地被植物、花壇をいう。以下同じ。）を撤去しないこと。

(2) 樹木等の適正な管理に努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が樹木等の適正な管理に関し指示する事項

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 第7条第1項の決定若しくは第8条第1項の承認の内容又は第7条第2項若しくは第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市民有地緑化事業補助金交付要綱の規定は令和4年12月1日以後に交付申請のあったものについて適用し、倉敷市生垣及び花壇設置補助金交付要綱の規定により同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
樹木又は地被植物購入費	樹木1本、地被植物1株又は芝1平方メートル当たり補助対象経費と樹木の高さ又は植物の種類に応じて次に掲げる額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額 (1) 3m以上の樹木 19,200円 (2) 2m以上3m未満の樹木 8,200円 (3) 1.5m以上2m未満の樹木 3,500円

	<p>(4) 1 m以上1.5 m未満の樹木 1,700円</p> <p>(5) 0.3 m以上1 m未満の樹木 900円</p> <p>(6) 地被植物（芝を除き、0.3 m未満の樹木を含む。） 200円</p> <p>(7) 芝 400円</p>
<p>花壇設置工事費（請負工事により設置する場合に限る。）、材料費及び用土肥料費</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と花壇面積1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額（5万円を限度とする。）</p>